

富山市空き家再生等推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市空き家再生等推進事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この要綱は、空き家の改修工事等や除却工事等に要する費用の一部を補助することにより、地域特性に応じた空き家等の利活用を促進することで、住環境の改善や地域の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 交付申請時において使用されておらず、かつ、今後も使用される見込みのない住宅または建築物をいう。ただし、賃貸・売却用の住宅や建築物を除く。
- (2) 改修工事等 空き家の取得（用地の取得を除く。）、増築工事、改修工事をいう。
- (3) 除却工事等 空き家を全部除却する工事等をいう。

（補助対象となる空き家）

第4条 補助の対象となる空き家（以下「補助対象物件」という。）は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 富山市に存すること。
- (2) この要綱に基づく補助金の対象工事等と同一の部位に対して、国又は地方公共団体の他の制度による補助金の交付を受けておらず、今後も受ける予定がないこと。ただし、他の制度の要件に抵触せず、市長が特に認めるときは、この限りではない。

（補助の対象とする事業）

第5条 補助の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域の課題解決や地域の活性化を目的として空き家を活用するための改修工事等や除却工事等とする。

2 補助対象事業のうち、空き家の改修工事等を行う事業については、改修後の建物を次の用途に活用する事業（以下「建物活用事業」という。）とする。ただし、建物活用事業は営利活動や政治活動、宗教活動を目的とする事業であってはならない。

(1) 子育て支援施設

(2) 交流施設

(3) 体験学習施設

(4) 創作活動施設

(5) 文化施設

(6) 滞在体験型施設など観光振興や定住促進に資する施設

(7) 前6号に掲げる用途のほか、補助金の交付をすることが適当であると市長が認める用途

3 前項の場合において、補助対象物件は現行の耐震基準に適合するもの又は当該補助による改修工事等で現行の耐震基準に適合するものでなければならない。

4 補助対象事業のうち、空き家の除却工事等を行う事業については、除却後の跡地を次の用途に活用する事業（以下「跡地活用事業」という。）とする。ただし、跡地活用事業は営利活動や政治活動、宗教活動を目的とする事業であってはならない。

(1) ポケットパーク

(2) コミュニティガーデン

(3) 鉄道やバスなどの待合所

(4) 前3号に掲げる用途のほか、補助金の交付をすることが適当であると市長が認める用途

（補助要件）

第6条 補助対象事業は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

(1) この補助金の交付対象となる者が、補助対象物件が存する町内会等または、市内に活動拠点を有する法人や団体、個人であること。

(2) 建物活用事業又は跡地活用事業を開始する日（以下「活用開始日」という。）は補助対象事業の実施後3月以内とする。ただし、補助対象事業の実施後3月以内に活用を開始できない理由が適当である

と認められる場合、活用開始日を3年以内とすることができる。

- (3) 補助対象事業の実施後、改修後の建物については活用開始日から10年以上、除却後の跡地等については活用開始日から5年以上継続的に活用するものであること。
- (4) 補助対象事業を実施することについて、補助対象物件が存する町内会等に事前に説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。
- (5) 補助対象事業を実施することについて、補助対象物件の所有者全員の承諾を得られていること。
- (6) 跡地活用事業においては、周辺住民等に対して跡地活用の用途及び利用期間等の周知を行うために適当な構造の看板等を当該跡地に設置すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者とすることができない。

- (1) 富山市税に滞納がある者
 - (2) 建築基準法、都市計画法、その他本市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告等に従っていない者で、当該指導又は勧告等に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (4) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
 - (6) 前5号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適當であると市長が認める者
- （補助金の額等）

第7条 補助金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 改修工事等に要した額に3分の2を乗じた額（この額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とする。

ただし、500万円を上限とし予算の範囲内の額とする。

- (2) 除却工事等に要した額に5分の4を乗じた額（この額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とする。

ただし、160万円を上限とし予算の範囲内の額とする。

- 2 前項第2号において、空き家の除却工事費の1平方メートル当たりの額は、事業実施年度における「住宅局所管事業に係る標準建設費等について（国土交通省）」の不良住宅等除却費に定められた額を超えないものとする。

（補助金の交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項に規定する補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、補助対象事業の実施前に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 法人・団体概要書（補助申請者が個人である場合を除く）
- (3) 収支予算書
- (4) 誓約書
- (5) 承諾書（建物・土地所有者全員の承諾を得ること）
- (6) 建物及び土地の不動産登記全部事項証明書（申請日から1月以内に法務局で取得した原本）
- (7) 事業位置図
- (8) 計画図（別表第1のとおり）
- (9) 施工前写真
- (10) 工事見積書（補助対象経費が明確に分かるもの）
- (11) 構造耐力上安全であることを示す書類（改修工事等を行う場合）
- (12) 納税証明書（富山市に納税義務がある場合）
- (13) その他市長が必要と認める書類

- 2 申請の受付は、市長が年度ごとに定める期間内に行うものとする。ただし、受付期間内であっても会計年度の予算に達した場合は、受付を締め切るものとする。

（交付決定等）

第9条 規則第5条第3項に規定する通知は、富山市空き家再生等推進事

業補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（事業計画の変更等）

第10条 規則第11条第1項の規定により、事業計画の変更等の承認を受けようとする者は、富山市空き家再生等推進事業計画変更（中止）承認申請書（様式第3号）により申請するものとする。

2 規則第11条第3項に規定する通知は、富山市空き家再生等推進事業補助金変更（中止）承認通知書（様式第4号）により行うものとする。

（活用開始の届出）

第11条 補助金の交付を受けようとする者又は受けた者は、活用開始日から10日以内に活用開始届（様式第5号）を提出しなければならない。

（実績報告書の提出）

第12条 規則第12条に規定する補助事業実績報告書（様式第6号）に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 建物の購入に関する書類の写し（建物を取得した場合）
- (4) 領収書の写し
- (5) 施工後写真
- (6) 事業開始誓約書（活用開始日前に事業実績報告書を提出する場合）
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第13条 規則第13条に規定する通知は、富山市空き家再生等推進事業補助金額確定通知書（様式第7号）により行うものとする。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条に規定する通知の後、補助申請者から提出される富山市空き家再生等推進事業補助金請求書（様式第8号）に基づき、補助申請者に対し補助金を交付するものとする。

（普及啓発の協力）

第15条 交付決定を受けた者は、補助事業等の普及啓発について市長の求める協力を行うものとする。

(細則)

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成 3 0 年 7 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 3 年 1 2 月 1 5 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(別表第1) 計画図

改修工事等において必要となる計画図	
提出図書等	特に記載を必要とする内容
各階平面図（改修前及び改修後）	補助対象経費となる改修内容を明示すること
各室の仕上表（改修後）	補助対象経費となる改修内容を明示すること
その他必要な計画図	次の事項を確認する上で必要と認められる図面等 ・ 補助要件への適合 ・ 補助対象経費
除却工事等において必要となる計画図	
提出図書等	特に記載を必要とする内容
土地利用計画図	活用内容がわかるものであること 看板等の設置位置を明記すること
跡地活用事業の内容周知（看板等）に係る計画図	看板等の構造や記載事項（用途、活用開始期間等）を明記すること
その他必要な計画図	次の事項を確認する上で必要と認められる図面等 ・ 補助要件への適合